

4 施策の展開

4-1 施策の方向性

「3-2 基本方針」に基づく取り組みの柱となる施策の方向性について、以下の通り整理をします。

(1) 次代の文化を市民主体で築きます

①基本施策1「市民の創造的活動の支援」

- ・ 中間支援機能として浜松市文化振興財団内に浜松版アーツカウンシルを設置、運営し、市民の創造的な活動の支援を行います。
- ・ 補助金などの金銭的支援にとどまらない幅広い支援の取り組みを行うことで、新たなことに取り組む市民の創造的活動や文化的活動の継続的な実施に向け体制づくりを支援します。

②基本施策2「伝統的、歴史的文化の保存と継承支援」

- ・ 市民参画で地域固有の財産である伝統的・歴史的文化を守り、継いでいくための仕組みを構築します。
- ・ 文化財保存活用地域計画¹³の策定に着手するとともに、各地域の生活基盤を再生させる事業との連携を図ります。

③基本施策3「次代の文化芸術の担い手育成」

- ・ 子どもたちが良質な文化芸術に直に触れ、体験する機会や自ら文化芸術に取り組む機会、伝統文化に親しむ機会などを提供します。
- ・ 自ら文化・芸術活動を行う人だけでなく、文化芸術の振興を支える人材や応援する人々を増やしていきます。

④基本施策4「文化を支える環境の整備」

- ・ 市民が良質な文化芸術や伝統文化に気軽に接する、あるいは取り組むことができるよう、必要なホールや美術館、博物館、生涯学習などの施設の整備、維持管理を行います。

13 文化財保護法第183条の3の規定に基づき作成される、市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画。

- ・社会環境や市民ニーズの変化を踏まえ、各施設の設置意義や役割を改めて見直し、施設の更新や指定管理者制度を含めた運営手法などを再検討します。

(2) 文化の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めます

①基本施策1 「共生社会の実現」

- ・障がいのある人、高齢者、外国人市民をはじめ、誰もが文化芸術に親しむ機会をつくるとともに、文化芸術を通じて社会参加し、文化の担い手となる共生社会の実現を目指します。
- ・今後増加が見込まれる外国人市民については、それぞれが持つ文化の理解促進を図ることで、多様性のあるまちづくりを進めます。

②基本施策2 「文化芸術と観光・産業等との連携」

- ・地域の文化資源や創造的な人材を観光や産業等に結び付けることで、経済的な好循環を生み出します。
- ・浜松国際ピアノコンクールなどの文化事業や中山間地域を中心に広がる伝統芸能など、本市の特徴的な文化事業については、その魅力を積極的に市内外に発信していきます。

③基本施策3 「文化とまちづくりとの連携」

- ・文化の持つ人と人をつなぐ力を生かし、文化をまちづくりの要素として加えることで、市民の参画促進と当事者意識醸成を図っていきます。
- ・文化を感じられるまちづくりを進めることで、地域の独自性を育み、住みたいまち、訪れたいまちを形成していきます。

(3) 地域の文化資源を磨き、「創造都市・浜松」を国内外に広げます

①基本施策1 「『音楽の都・浜松』の推進」

- ・本市の特色であり、分野として最も中心となる取り組みとして、既存の浜松国際ピアノコンクールをはじめとするこれまで積み重ねてきた取り組みを継承していきます。
- ・ジャンルを問わず様々な音楽に触れる機会を提供するとともに、市民主体の多様な音楽活動を促進します。

- ・音楽を通じた交流や多様な取り組みの情報発信を積極的に行うことで、「音楽の都・浜松」としての都市ブランドをより高めます。

②基本施策2「人材の発掘と育成」

- ・アクトシティ音楽院やアカデミーなどの開催を通じて世界で活躍するアーティストやクリエイターの育成を図ります。
- ・アーティスト・イン・レジデンスの実施によって、新進アーティストの制作場所や発表機会を提供するなどの支援を行います。
- ・ゆかりの芸術家などの顕彰事業や、認証制度などによってさらなる活躍の場を創出します。

③基本施策3「多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用」

- ・都市部から農村部、北遠の山間地域を含む広大な市域に存在する歴史、伝統、生活文化などの本市が持つ資源を見直し、ブラッシュアップすることで新たな価値を生み出します。
- ・音の持つ可能性を追求する「サウンドデザイン」の取り組みをはじめ、ものづくり、数多くの外国人市民の存在など、本市の特長を生かした浜松ならではの創造的活動を促進します。

④基本施策4「国内外の都市との交流・発信」

- ・ユネスコ創造都市ネットワークや創造都市ネットワーク日本¹⁴などを活用し、国内外の都市との交流・発信を通じて互いのノウハウを共有し、取り組みの高度化を図ります。
- ・文化の多様性の保持と持続可能な開発に資する文化面での取り組みを国内外の都市と連携して進めることで、2030年(令和12年)のSDGsの達成に貢献します。

14 創造都市の取り組みを推進する地方自治体等多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するための組織。平成25年(2013年)1月設立。